

■ 造船・船用工業分野

従事する業務区分	溶接	塗装
	鉄工	仕上げ
	機械加工	電気機器組立て
従事できる関連業務	読図作業、作業工程管理、検査（外観、寸法、材質、強度、非破壊、耐圧気密等）、資材の材料管理・配置	
	機器・装置・工具の保守管理、機器・装置・運搬機の運転、部品・製品の養生、足場の組立て・解体	
	廃材処理、梱包・出荷、資材・部品・製品の運搬、入出渠、清掃	
雇用形態	直接雇用	
試験区分	6試験区分	
技能試験	造船・船用工業分野特定技能1号評価試験、造船・船用工業分野特定技能2号評価試験	
日本語試験	日本語能力試験（N4以上）、又は、国際交流基金日本語基礎テスト	
試験免除等となる技能実習職種	溶接	塗装
	鉄工	仕上げ
	機械加工	電気機器組立て
人数制限	なし	
管轄省庁	国土交通省	
受入機関に対して特に課す条件	造船・船用工業分野特定技能協議会に参加し、必要な協力を行うこと	
	国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと	
	登録支援機関に支援を全部委託する場合、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること	
	造船法に基づき造船業の届出をした者、造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること	